

公益財団法人 日本ゴルフ協会 内部通報規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、評議員、理事、監事、名誉会長、顧問、委員会委員、事務局長、事務局職員、及び選手その他公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「本会」という）に関連する者（以下これらの者を「関係者等」という）からの、暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの本会倫理規程第4条に定める行為及びその他の組織的または個人的な法令違反行為等の不正行為（以下これらを「不正行為等」という）に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本会のコンプライアンスを遵守した運営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条 (窓口)

関係者等からの不正行為等に関する相談または通報（以下これらを総称して「通報等」という）を受け付ける窓口(以下「通報等窓口」という)を、倫理委員会内に設置し、その事務は、管理責任者（担当理事）が所掌する。

第3条 (通報等の方法)

1. 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。
2. 本会は、通報等窓口の連絡先をホームページや会報等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報等窓口に対する通報等は、匿名で行うことを妨げない。但し、この場合には、被害者か目撃者かの区分、通報等窓口からの通報者に対する連絡先(容易に本人特定に至らない携帯電話番号や携帯端末のEメールアドレス等)及び連絡に用いる仮称等を明らかにしなければならない。
4. 通報等窓口は、匿名で通報等が行われたが、前項但書規定の通報者の連絡先が明らかにされていないことによって、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げること著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

第4条 (通報者及び相談者)

通報等窓口の利用者は、不正行為等を受けた者とする。

第5条 (調査担当部門)

1. 通報等窓口に通報等された事項に関する事実関係の調査は、管理責任者が行う。

2. 管理責任者は、前項の調査を行うにあたって、必要に応じて本会事務局職員や倫理委員会の委員その他の役・職員等の支援を依頼することができる。

第6条 (適切な処置等)

1. 前条の調査の結果、不正行為等があったと認められる場合には、管理責任者は、その結果を倫理委員会委員長（以下「委員長」という）に報告しなければならない。
2. 管理責任者からの報告を受けたときは、委員長は、事案の内容に応じて、倫理委員会を招集するなど適切な処置をおこなわなければならない。

第3章 当事者の責務

第7条 (通報者等の保護)

1. 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。
2. 本会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執り、もしくは関係団体にこれを採らせなければならない。
3. 本会は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の指導者、上司、同僚等を含む。)がいた場合には、本会所定の規則等に従って、相当な処分を課すことができる。

第8条 (事後対策・フォローアップ)

管理責任者は、通報等の処理が終了した後、不正行為等が発生していないか、通報者や調査協力者に対する不利益取扱いや嫌がらせが行われていないか、又は、適切な措置が執られているかを確認しなければならない。

第9条 (個人情報の保護)

1. 業務上通報等に関する情報を知り得た者は、通報された内容や調査結果などに関する一切の情報に関して、法令及び本会規程に基づき開示する場合、生命・安全等への緊急な懸念により開示する場合又は通報者等の同意を得た範囲で開示する場合を除き、開示してはならない。
2. 本会は、正当な理由なく、個人情報を開示した者に対し、本会所定の規則等に従って、相当な処分を課すことができる。

第10条 (通知)

本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果等について、被通報者等のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第11条（不正の目的）

1. 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。
2. 本会は、前項のような通報を行った者に対し、本会所定の規則等に従って、相当な処分を課することができる。

第4章 付則

第12条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議にする。

第13条（施行）

本規程は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。

【改定履歴】

平成 25 年 6 月 4 日制定